【資料２】

総合体育館、北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場及び市体育館　施設の概要

１　施設名・所在地等

	総合体育館	北総合体育館※	相模原北公園 スポーツ広場※	市体育館
所在地	相模原市南区麻溝台 2284番地1	相模原市緑区下九沢 2368番地1	相模原市緑区下九沢 2368番地1	相模原市中央区 富士見1丁目2番15号
開設 年度	昭和５６年度	平成３年度	平成４年度	昭和３２年度
構造	鉄筋コンクリート （一部鉄骨）造 地上２階地下１階建	鉄筋コンクリート （一部鉄骨）造 地上３階建	―	鉄骨造（一部木造） 地上１階建
面積	建築面積　9,811㎡ 延床面積 12,926㎡	建築面積　5,918㎡ 延床面積 14,141㎡	敷地面積　10,400㎡	建築面積　1,315㎡ 延床面積　1,315㎡

※　北総合体育館及びスポーツ広場は、相模原北公園内に立地している。

２　主要施設概要

（１）総合体育館

ア　大体育室（36m×61.5m）
バスケットボール3面、テニス4面、バレーボール4面、バドミントン12面、ハンドボール1面、卓球、体操、ダンス等
（２階部分　観覧席1,598席、周回ジョギングコース224m）

イ　中体育室（31.3m×34m）
バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン6面、卓球、ダンス等

ウ　小体育室（18.5m×34m）
バレーボール1面、バドミントン4面、卓球等

エ　柔道場（16m×30m）256畳
柔道2面、合気道等

オ　剣道場（16m×30m）
剣道2面、空手、卓球等

カ　弓道場
和弓（5人立）、洋弓

キ　トレーニング室
※トレーニング室に設置されている機器は資料４を参照。

ク　その他諸室
事務室、会議室、研修室、幼児体育室、指導員室、役員控室、放送照明室、健康体力相談室、更衣室、トイレ、器具庫、喫茶室、厨房、用具庫、コントロール室、電気室、発電機室、空調機室、冷温水発生機室、ファン室等

（２）北総合体育館

ア　体育室（51m×37m）

バスケットボール2面、テニス3面、バレーボール3面、バドミントン12面、ハンドボール1面、卓球、体操等

観覧席（1006席）、ステージ132㎡、

（室外　ジョギングコース230m）

イ　多目的室(遮音室)（17m×14m）

エアロビクス、ジャズダンス等

ウ　柔道場（17m×14m）160畳

柔道1面、合気道、空手等

エ　剣道場兼卓球場（29m×14m）

剣道2面、卓球、空手等

オ　弓道場

和弓（6人立）、洋弓

カ　トレーニング室

※　トレーニング室に設置されている機器は資料４参照。

キ　その他諸室

事務室、大・小会議室、幼児体育室、控室、保健体力相談室、放送室、更衣室、トイレ、器具庫、喫茶室、厨房、監視室、受水槽ポンプ室、発電設備室、電気室、ハロゲンポンプ室、エレベーター機械室、スプリンクラー設備制御室、倉庫等

（３）相模原北公園スポーツ広場

夜間照明施設５基、サッカー１面、野球１面等

（４）市体育館

ア　本館（30m×19m）

バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン4面等

イ　柔道場　90畳

ウ　弓道場　和弓(5人立)

（５）駐車場

	総合体育館	北総合体育館	相模原北公園スポーツ広場	市体育館
台数等	約230台分	約190台分	北総合体育館と共用	市役所駐車場と共用

３　利用申請の方法

（１）総合体育館・北総合体育館

	体育施設及び会議室	トレーニング室
専用利用	＜全面利用の場合＞ 利用日６ヶ月前から、利用日５日前まで施設にて申請受付。 ＜部分利用の場合＞ 利用日４ヶ月前から、利用日３日前まで施設にて申請受付	なし
個人利用(会議室を除く)	利用日当日に発券機で利用券を交付	

※　「専用利用」とは、施設を団体で専用して利用することをいい、「個人利用」とは、専用利用以外に個人で利用することをいう。

※　体育室等施設と共に、附属設備としてバレーボール用支柱、卓球台等の物品貸出も行っている。（詳細は、相模原市立総合体育館条例及び同条例施行規則を参照）

（２）相模原北公園スポーツ広場

専用利用は、北総合体育館の窓口にて申請を受け付ける。

一般利用は、原則として相模原市総合情報システム（以下、「Ｓネット」という。）により利用申請等の管理を行う。

（３）市体育館

原則として、Ｓネットにより利用申請等の管理を行う。（弓道場を除く。）

４　供用時間・休館日

<table>
<tr><th colspan="2">施設名</th><th>供用時間等</th><th>休館日等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">総合
体育館
及び
北総合
体育館</td><td>管理事務所</td><td>8時30分～22時00分</td><td rowspan="5">年末年始※
（12月28日
～1月3日）</td></tr>
<tr><td>体育室等</td><td>9時00分～22時00分
※トレーニング室以外の各施設の利用時間区分
午前：　9時00分～12時00分
午後：13時00分～17時00分
夜間：18時00分～22時00分
ただし、各区分を連続して利用することも可能。</td></tr>
<tr><td>トレーニング室</td><td>9時00分～22時00分</td></tr>
<tr><td colspan="2">スポーツ広場</td><td>6時00分～21時30分
※一般利用の利用時間区分
6時00分～ 8時00分
8時00分～10時00分
10時00分～12時00分
13時00分～15時00分
15時00分～17時00分
17時30分～19時30分
19時30分～21時30分</td></tr>
<tr><td colspan="2">市体育館
本館、柔道場、弓道場</td><td>午前：　8時30分～11時30分
午後1：12時00分～15時00分
午後2：15時30分～18時30分
夜間：18時00分～22時00分
ただし、各区分を連続して利用することも可能。</td></tr>
</table>

※　保守点検等を実施するため、現在、総合体育館は毎月第１月曜日を休館日とし、北総合体育館は毎月第２月曜日を休館日としている。
（ただし、これらの日が祝日の場合、当該月曜日は開館し、直後の平日を休館日としている。）